平成２５年（フ）第７２号
北海道旭川市東光２条７丁目５番７号
債務者　布市　文子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７５号
北海道旭川市春光４条７丁目８番22号
債務者　橋本恵美子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７６号
北海道旭川市豊岡６条10丁目10番17号
債務者　尾上　　仁
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７７号
北海道旭川市東２条４丁目２番７―301号
パークサイド藤301号
債務者　山岡　勝視
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７８号
北海道旭川市東２条４丁目２番７―301号
パークサイド藤301号
債務者　山岡可菜子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７９号
北海道旭川市豊岡６条３丁目４番６号
債務者　吉田めぐみ
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６９号
横浜市青葉区あざみ野１丁目３番地１　ドミールあざみ野301
債務者　桝　　健司
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１９号
神奈川県綾瀬市深谷南３丁目19番19号
債務者　小澤愛こと　任　　愛紅
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３３号
神奈川県高座郡寒川町宮山1956番地２　サニーハイツ101号
債務者　大塚　昌利
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８８号
岡山市北区小山475番地６、旧住所岡山県倉敷市堀南747番地１
債務者　沖　　博行
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９８号
岡山市南区当新田352番地３　グランシャリオ当新田203、旧住所岡山県倉敷市児島小川町4125番地
債務者　西本　和晃
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１００号
岡山市北区辰巳８番地101
債務者　渡邊　純一
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８００号
東京都足立区西新井４丁目２―18―403
債務者　渡邉　敏男
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８０１号
東京都足立区西新井４丁目２―18―403
債務者　渡邉　民子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８３１号
東京都新宿区西新宿６丁目12―６―702
債務者　早坂　之男
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部